

## 積雪時のバス運行にご協力をお願いします

- ① 県道や町道、バスの反転場所などでの違法駐車は絶対にしないでください。
- ② 積雪で竹や立木などが道路に覆いかぶさり、運行障害となっている場所があります。その場合は、原則地権者が伐採をしなければいけません。あらかじめ想定できる場所は区長さんから地権者にお話ししていただき、対処してください。ご協力をお願いします。
- ③ 積雪や凍結などで道路状況が危険な場合は、運行ルートを変更することがあります。あらかじめご了承ください。  
また、運行ダイヤが遅れることもありますのでご理解をお願いします。

※年末年始のコミュニティバスの運行について12月31日(土)から1月3日(火)は運休となります。  
**企画財政課 ☎32-9331**

## 冬の道路の安全・安心 雪みちネットワーク

今年も雪のシーズンが近づいてきました。石川県では突発的な大雪にも備えた「雪みちネットワーク」を策定しています。「雪みちネットワーク」とは、大雪時でも、幹線道路や救急告示病院・消防署へのアクセス道路を守るため、国、県、市町が協

力して優先的に除雪する路線です。大雪時には「雪みちネットワーク」の通行でスムーズな交通確保にご協力をお願いします。

● 石川県の除雪情報は・・・  
『石川の雪みちなび』  
<http://www.pref.ishikawa.jp/michi/yuki.htm>  
**石川県道路整備課 ☎076-225-1727**

## 催し物

### てんと市

- ◆ 日 時 1月24日(火)  
8時30分～11時30分
- ◆ 場 所 道の駅「旬菜館」前  
※みなさんのお越しをお待ちしています。  
**農林水産課 ☎32-9221**

## 募 集

### 平成23年度石川県ふぐ処理資格者試験準備講習会

石川県では平成18年にふぐ条例が施行され免許制となりました。(社)石川県調理師会では、日々仕事に追われ勉強する機会の少ないふぐ取扱者の皆さまに、試験に向けての事前準備講習会を開催します。

- ◆ 日 時 2月1日(水)  
実技 9時～正午  
学科 13時～16時30分
- ◆ 場 所 金沢勤労者プラザ
- ◆ 定 員 30人程度
- ◆ 受講料 23,000円(テキスト代含)

- ◆ 申込締切 定員になり次第
- ◆ 申込方法 申込書に必要事項を記入し下記まで送付してください。  
 ※申込書は(社)石川県調理師会または、県薬事衛生課および最寄の保健福祉センター・地域センターにて受取下さい。  
**(社)石川県調理師会 ☎076-261-0144**

## ビジマナ・ビジコミ習得講座

『聞く』『話す』『電話応対』『ハウレンソウ』『協調性』『働く意識』など、どんな仕事にも必要な基本をしっかり学び、ロールプレイングやグループワークなど、実践を通して習得しましょう。

これから仕事をスタートする人、仕事の基礎力を学び直したい人にオススメです。

- ◆ 日 時 1月16日(月)～19日(木)  
各日10時～17時
- ◆ 場 所 七尾商工会議所3F 会議室
- ◆ 定 員 10人  
 ※詳細についてはお問い合わせください。  
**ジョブカフェ石川 能登サテライト ☎0767-53-7070 FAX0767-53-7022**

## 善意の花

### 志賀町社会福祉協議会から 寄付のお知らせ

- 歳末たすけあい募金(志賀町共同募金委員会)
- ◆ 日蓮宗 高浜講中様より20,700円

## 経済センサス-活動調査

- 経済センサス-活動調査は、全国すべての事業所・企業を対象に実施します。
- この調査は、従業者数などのほか、売上高や費用などの経理項目を調査します。



総務省・経済産業省

— 日本の経済力を知るための調査です。 —  
 平成24年2月1日現在で実施します。

- ・ 支社などのない事業所および新設された事業所は、県知事から任命された調査員が2月1日までに調査票をもって伺います。
  - ・ 支社などを有する企業などは国、県が委託した民間事業者が郵送により調査票を配布します。
- 調査票が届きましたら記入をお願いします。

企画財政課 ☎32-9331



# 情報パーク

Town Information

## 納税のお知らせ

- ・町県民税第4期
  - ・国民健康保険税第7期
  - ・後期高齢者保険料第10期
  - ・介護保険料第7期
- 納期限は1月31日(火)です。

## 相談

### 無料年金相談

年金保険料の免除・年金の受給手続き・年金の各種手続きについての相談に応じます。

- ◆日時 1月25日(水)  
10時～正午(午前の部)  
13時～16時(午後の部)
- ◆場所 富来支所
- ☎住民課 ☎32-9121

### ひとり親家庭相談

自立支援員が相談に応じています。くらしのこと、子どものこと、貸付金のこと、就職のことなど、どんなことでもお気軽に相談ください。

- ◆日時 1月26日(木)  
10時～15時
- ※毎月第4木曜日
- ◆場所 役場本庁舎 相談室
- ☎子育て支援課 ☎32-9122

### 障害者福祉総合相談

- ◆日時 1月11日(水)  
13時30分～15時30分
- ◆場所 役場本庁舎 11会議室
- ☎健康福祉課 ☎32-9131

### ハローワーク相談

- ◆日時 1月18日(水)14時～15時30分
- ◆場所 富来活性化センター
- ☎商工観光課 ☎32-9341

### 総合相談(無料)

総合相談所を町内2カ所で開設します。どちらの地域でも相談できます。お気軽にお越しください。※秘密は厳守します。

- ◆相談員 行政相談委員、人権擁護委員、民生・児童委員、司法書士、法務局の方々が相談に応じます。

<志賀地域>

- ◆とき 1月13日(金) 10時～15時
- ◆ところ 志賀町文化ホール2階
- ☎志賀町社会福祉協議会志賀支所 ☎32-1363

<富来地域>

- ◆とき 1月10日(火) 10時～15時
- ◆ところ 富来行政センター2階  
201会議室
- ☎志賀町社会福祉協議会 ☎42-2545

## お知らせ

### 町長談話室の日程

- ◆日時 1月11日(水)  
13時30分～15時30分
- ◆場所 役場本庁舎 1階
- ◆日時 1月25日(水)  
13時30分～15時30分
- ◆場所 富来支所
- ※開始時刻および終了時刻は都合により変更になる場合がありますので、事前にご確認ください。
- ☎総務課 ☎32-9311

### 今月の窓口延長業務

- 住民票・戸籍謄抄本・印鑑証明などの発行業務
- 1月7日(土)・14日(土)  
21日(土)・28日(土)  
9時～12時30分

(注意)窓口延長業務は本庁舎の住民課窓口での取り扱いとなります。諸証明発行業務で一部取り扱いできない業務もあります。事前に電話などで確認の上、窓口にお越しください。

- ☎住民課 ☎32-9121

### 聴覚障害者の皆さんへ

#### 手話通訳者の設置日のお知らせ

みなさんのご相談、行政手続きなどに対応しますので、どうぞお気軽に利用してください。

設置日時は次のとおりです。

#### ◆健康福祉課窓口

- ※1月5日(木)・10日(火)・12日(木)  
17日(火)・24日(火) 10時～正午
- ※1月19日(木)・26日(木) 14時～16時

#### ◆富来支所総合窓口

- ※1月4日(水)・18日(水) 14時～16時
- ☎健康福祉課 ☎32-9131

### 機具岩ライトアップ事業

～冬の荒波に浮かぶ機具岩～

今夏節電の気運を受け、毎年夏に行われていた機具岩のライトアップを中止したところですが、今回、冬の観光誘客を目的として、ライトアップを行うこととしました。

冬の荒波の中に浮かぶ幻想的な機具岩をぜひご覧ください。

#### ◆開催期間

平成23年12月15日～平成24年2月15日  
日没から22時

- ◆場所 機具岩(志賀町富来七海)



- ☎商工観光課 ☎32-9341



# 「西山台ニュータウン」

## 購入希望者（2区画）を再募集します！

西山台ニュータウン  
NISHIYAMADAI NEW TOWN

申込期間 平成24年1月4日～平成24年1月31日

(この期間に申し込み宅番が重複した場合は抽選とします。)

宅番	土地面積		土地価格 (円)
	m <sup>2</sup>	坪	
4-6	329.30	99.61	2,789,100
5-9	297.39	89.96	2,518,800



● 募集区画

### 1. 申込者の資格

- 志賀町に定住を希望し、住民登録のできる人
- 本契約後、3年以内に自己の住宅建築工事に着手できる人
- 税金などの公的な支払いを滞納していない人
- 譲渡（売買）決定後、速やかに契約できる人

### 2. 申込み方法

- 志賀町役場建設課にて申込書をお渡しします。
- 志賀町ホームページからダウンロードもできます。

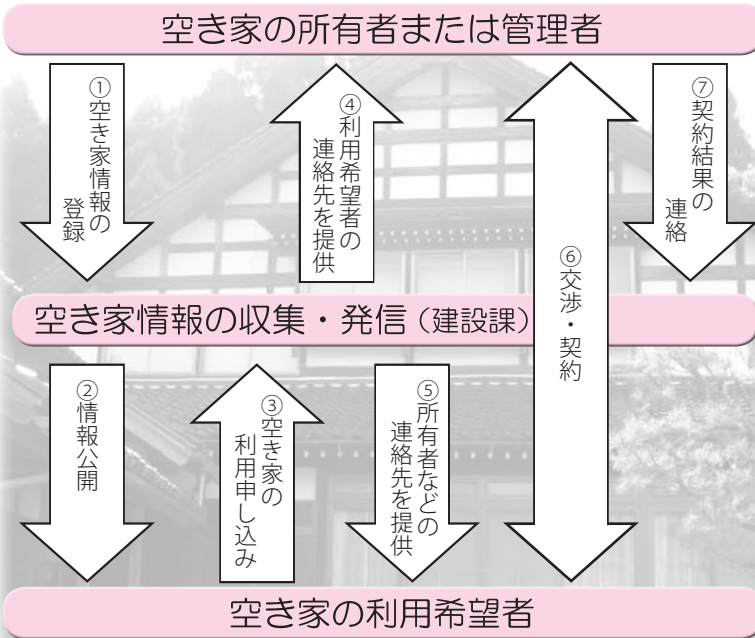
詳しくは、お気軽にお問い合わせください。 建設課 ☎ 32-9211

## 空き家情報発信中

志賀町ホームページで、「志賀町空き家情報」の公開を始めました。

現在使用していない住宅を有効活用し、復興が本格化する東日本大震災の被災者の受け入れや、都市部からのUターンの促進を図り、人口の減少に歯止めをかけることを目的としています。

### ◇◇◇空き家情報の流れ◇◇◇



- 空き家情報は、建設課窓口およびホームページで公開しています。
- 掲載されている物件について情報提供はしますが、売買や賃貸の仲介は行いません。また、交渉・契約などで発生したトラブルについても、町は一切の責任を負いません。

詳しくは、お気軽にお問い合わせください。 建設課 ☎ 32-9211

○×クイズ答え

- × 正解は前兆現象です。この現象を観測することは大変難しいです。
- 日本の地下の岩石には大きな力がかかっています。
- × 地震で海の底が変形し、それが海の水に伝わるため起こります。大きな地震が海で起これば津波が発生します。
- 津波はとてもスピードが速いので、すぐに避難しましょう。
- × 1995年の阪神・淡路大震災では震度7の地域がありました。
- 震度とマグニチュードは違います。
- × 正解は気象庁で、24時間地震の発生を見張っています。
- これより深いと岩石が溶けてしまうので、地震は起こりません。
- × ジェット機とほぼ同じ（時速800km）くらいの速さです。地球の反対側からでも1日で津波がやってきます。
- 今ではほとんどの市や町に地震計と震度計があります。



キャリア教育について

志賀町教育委員会教育長 六田 實

明けましておめでとうございます。今年も宜しくお願い申し上げます。

さて、辰年の新春第一号は、キャリア教育についてです。

キャリア教育とは、『子どもたちが、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中での役割を果たしながら、自分らしい生き方をするために必要な力を付けさせることを目指し、支援する教育活動』です。

用語の解釈は、いろいろありますが、単なる就職準備活動ではなく、幼時から定年退職後までを範囲として、社会人として生きがいや生きる喜びを感じ、充実した一生を送るための生涯教育の根幹と考え、志賀町の今年度の教育目標である「自主」、「自立」、「共生」もこの流れの中にあります。

価値観の多様化や規範意識の緩みなどが指摘されることに加え、経済の豊かさの中で、若年層の中に職に就かない(就けない)若者が増加しており、

社会的に問題となつていきます。

このような状況の中で、義務教育分野でも早急に何らかの手立てを講じる必要があると思います。

方法の一つとして、なるべく早い時期から将来の目標(職業観等)について意識させる教育(職業レディネスなど)が有効と考え準備を進めています。

詳細については、別途あらためてお知らせすることとします。



「志賀町を描く美術展」

金沢展

文化やスポーツの秋も深まり、文化祭、余技展、市町対抗駅伝、学校行事では連合音楽会などが行われました。

イベントとしては「志賀町を描く美術展」金沢展が、今年度より会場を石川県立美術館に移し、12月9日から13日までの5日間にわたり開催されました。

本展は関係の皆さまのご尽力により、質・量ともに県内でも有数の美術展に育っていました。

来年度も開催予定ですので、機会があれば、町民の皆さまもぜひ一度、県立美術館の金沢展(入場無料)へもお出かけ

いただきたいと思います。

教育長ホットニュース

法律相談

・弁護士(元高等検察庁検事)、愛知学院大学法科大学院特任教授  
 國田 武二郎(堀松出身)

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保健推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任。

飲酒運転について

Q:忘年会や新年会などで酒を飲む機会が多くなっていますが、酒を飲んで自動車(あるいは自転車)を運転し、人身事故を起こした場合の処罰はどうなっていますか。

A:まず、飲酒の程度によって、①酒気帯び運転と②酒酔い運転があります。酒気帯びは、呼気1リットル中0.15ミリグラム以上(血液1ミリリットル中0.3ミリグラム)のアルコールを保有した状態で、車両を運転することをいいます。目安として、ほろ酔い程度でしょうか。検挙されれば、道路交通法違反で3年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられます。ただし、自転車には適用はありません。これに対して、酒酔いは、酒気帯び運転者のうち、アルコールの影響により、その人の、言語態度(ろれつがまわらないなど)、歩行能力(真っ直ぐ歩けないなど)、直立能力(真っ直ぐに立ってられないなど)の3つの要素から見ると、正常な運転ができないおそれがある状態にあったものをいいます。これに違反すると、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられ、処罰が格段に重くなります。なお、この罰則は、自転車の場合にも適用があり

ますから注意してください。

そして、①、②の状態で人身事故を起こせば、自動車運転致死傷罪という刑法犯罪にも該当し、7年以下の懲役もしくは禁固、または100万円以下の罰金に処せられます(自転車の場合、重過失致死傷罪に該当)。さらに、②の状態での運転がアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を運転したと判断されれば、危険運転致死傷罪が成立し、人を負傷させた場合は、15年以下の懲役、死亡させた場合は、1年以上20年以下の懲役、有期懲役に処せられます。事例として、運転開始前の約40分間に焼酎約2合を飲酒し(事故後、30分後に行われた呼気検査では、呼気1リットル中0.7ミリグラム)、その影響により前方注視および運転操作が困難な状態で人身事故を起こした場合に適用されたものがあります。酒を飲んで運転することは、立派な犯罪です。事故を起こせば、これらの処罰以外に、失職、民事賠償など多くの制裁を受けます。「この程度は大丈夫」「わずかな距離だから」「雨や雪が降っているから」「自分は酒に強いから」などという安易な気持ちは厳禁です。「飲んだら運転するな」を肝に銘じて、年末年始を過ごしてください。